

## 学校において予防すべき感染症一覧

| 疾 患 名           | 出席停止期間の基準 ※以下の基準に基づき、主治医が判断する。                                                                                      |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| インフルエンザ         | 発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで                                                                         |
| 新型コロナウイルス感染症    | 発症した後（発症した日の翌日または無症状の場合は検体を採取した日の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、症状が <u>軽快</u> した後1日を経過するまで<br>*軽快…解熱剤を使用せず熱が下がり、かつ呼吸器症状が改善している |
| 麻疹（はしか）         | 解熱後3日を経過するまで                                                                                                        |
| 百日咳             | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで                                                                             |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで                                                                         |
| 風しん             | 発しんが消失するまで                                                                                                          |
| 水痘（水ぼうそう）       | すべての発しんが痂皮化するまで                                                                                                     |
| 結核              | 医師により感染のおそれがないと認められるまで                                                                                              |
| 咽頭結膜熱（プール熱）     | 主要症状が消退した後2日を経過するまで                                                                                                 |
| 髄膜炎菌性髄膜炎        | 医師により感染のおそれがないと認められるまで                                                                                              |
| 腸管出血性大腸菌感染症     | 医師により感染のおそれがないと認められるまで                                                                                              |
| 流行性角結膜炎         | 医師により感染のおそれがないと認められるまで                                                                                              |
| 急性出血性結膜炎        | 医師により感染のおそれがないと認められるまで                                                                                              |
| A群溶連菌感染症        | 抗生剤内服開始後24時間以上経過し、発熱、発しん等の諸症状が回復するまで                                                                                |
| コレラ             | 医師により感染のおそれがないと認められるまで                                                                                              |
| 細菌性赤痢           | 医師により感染のおそれがないと認められるまで                                                                                              |
| 腸チフス            | 医師により感染のおそれがないと認められるまで                                                                                              |
| パラチフス           | 医師により感染のおそれがないと認められるまで                                                                                              |
| ウイルス性肝炎（A型）     | 肝機能が正常になるまで                                                                                                         |
| 感染性胃腸炎          | 嘔吐・下痢症状が軽快し、全身状態が回復するまで                                                                                             |
| マイコプラズマ感染症      | 解熱し、咳が軽快するまで                                                                                                        |
| 伝染性紅斑（りんご病）     | 発しん期には感染力がないため、全身状態のよい者は登校可能                                                                                        |
| ヘルパンギーナ         | 全身状態の安定した者は登校可能                                                                                                     |
| 手足口病            | 全身状態の安定した者は登校可能                                                                                                     |
| 伝染性膿痂疹（とびひ）     | 患部を覆えれば登校可能。覆えない場合は痂皮が脱落するまで                                                                                        |

\*以下の第1種感染症は治癒するまで

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、鳥インフルエンザ